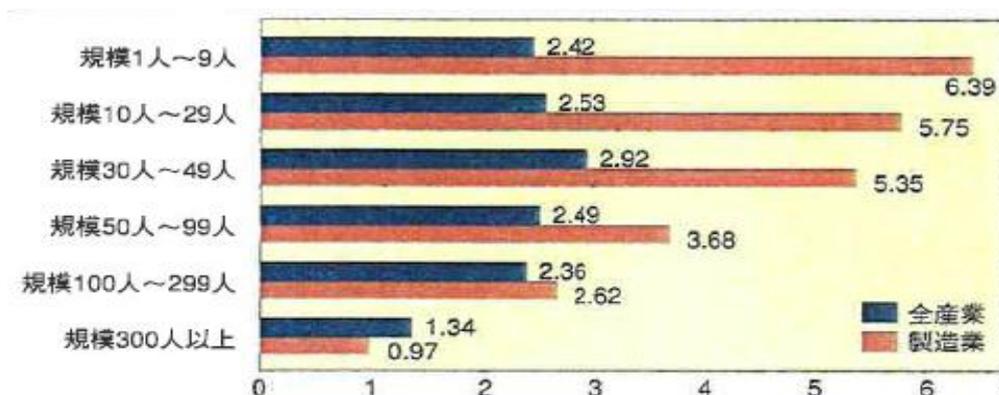


第3回 中小事業場の安全衛生対策① 一現状と要因一

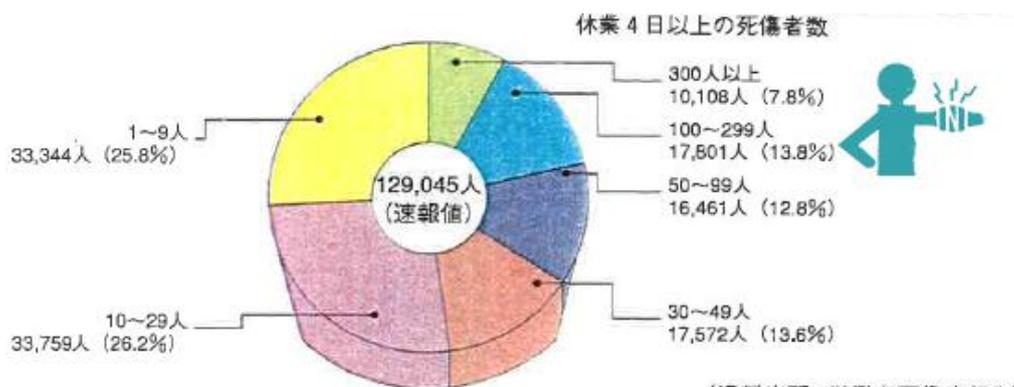
小規模事業場の労働災害

中小の事業場の災害発生状況はどうなっているのでしょうか。

平成19年の事業場規模別死傷災害発生状況では休業4日以上の死傷者数129045人の内100人未満の事業場で全体の78.4%を占めています。また、年千人率でも、製造業では10人未満の規模の事業場は300人以上の規模の事業場の6.5倍となっています。このように中小事業場の労働災害の全体に占める割合は非常に高く、この分野の災害低減が国の重要課題の一つとなっています。第11次労働災害防止計画でも1章を設けて中小事業場の災害防止を推進しています。中小事業場にとっては災害防止活動の転換とはほど遠く、まずは災害件数を減少させることが最優先です。



事業場規模別年千人率(平成18年死傷者)(平成20年度安全の指標)



事業場規模別死傷災害発生状況(平成19年)(平成20年度安全の指標)

(資料出所:労働者死傷病報告)

小規模事業場の安全衛生の現状

それではどうして中小事業場に災害が多いのでしょうか。

企業の中には信じがたいことに、労働安全衛生法そのものも知らないというケースがあります。コンサルタントとして中小の事業場の診断、指導を行った経験から感じたことは、

1. 行政がいくら中小事業場の災害発生率が高いからと、法令の整備、指針、通達等を出したとしても、もともと法令や通達等を見たこともない、何が発行されているのかも知らない状態では、法令による規制の強化等による中小の事業場の自主的な災害防止には効果は期待できないでしょう。
2. どんな時に初めて法令の存在を知るかといえば、労働基準監督署の立ち入り検査により不備が指摘されたときに初めてひも解くことになります。
3. 法令の意味するところや解釈が不十分で、かつ誰にこれらについて聞けばいいのかあるいはどのように調べればよいかかわからないので、放置されたままになっている。
4. 全般的に安全衛生に関心を向ける時間的、知識的、予算的余裕がない状態である。
5. いったん関心を持って改善に取り組めば、費用と時間はかかるかもしれないが、大きな効果が得られる。

**関心を持って取り組めば
大きな効果が得られる！**



東京技能者協会は皆様の取組を援助しています

6. 労働安全衛生コンサルタントの指導により効果的に安全衛生活動が推進されているケースもあります。

といったようなことが考えられます。

災害発生サイクル

小規模事業場の安全衛生の現状と災害発生率が高い原因としては、次のように考えられます。

1. 安全衛生を担当するスタッフがいない。
2. 労働安全衛生法等関連法令のどこが自事業場に適用されるかわからない。
3. 法令の何を、どこを遵守しなければならないかわからない。
4. 自分たちの行動、業務、職場環境で何が危険なのか不明で、危険が放置されたままである。
5. 安全衛生関係の知識を入手し、自事業場をチェックして職場の危険性を認識したとしても、それをどのように改善すれば良いか解決策が不明である。
6. 改善、解決方法を聞き、学んでわかったとしても、改善するための人手と資金が無く、解決が出来ない
7. 誰も危険を放置してもそれ以上フォローし、追求して改善を求める人もいないので、そのまま放置される。
8. いつかその危険の存在を知らなかった従業員がその危険に遭遇してけがが発生する。

このように災害発生事業場の問題点は言ってみれば「災害発生サイクル」が回り続けていることと見られます。

それではこのサイクルを打破し、ブレイクスルーを図り悪循環にならないようにするにはどうすれば良いのでしょうか。次回にその対策について述べます。